【　合併手続フローチャート　】

①合併契約の案の作成　（　　年　　月　　日）

②合併の決定について規則で定める手続　《吸収法人》
- 責任役員会の議決　（　　年　　月　　日）
- その他の機関の同意・議決　（　　年　　月　　日）
- 包括宗教法人の承認　（　　年　　月　　日）

③合併の決定について規則で定める手続　《被吸収法人》
- 責任役員会の議決　（　　年　　月　　日）
- その他の機関の同意・議決　（　　年　　月　　日）
- 包括宗教法人の承認　（　　年　　月　　日）

④信者その他の利害関係人に対する公告　《吸収法人》　※公告期間：法人規則に定める公告期間＋2日
- 例：掲示場掲示　事務所掲示板　（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）
- 例：機関誌掲載　（　　年　　月　　日）

⑤信者その他の利害関係人に対する公告　《被吸収法人》　※公告期間：法人規則に定める公告期間＋2日
- 例：掲示場掲示　事務所掲示板　（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）
- 例：機関誌掲載　（　　年　　月　　日）

④・⑤の公告日から2週間以内

⑥財産目録等の作成
- 《吸収法人》　（　　年　　月　　日）
- 《被吸収法人》　（　　年　　月　　日）

⑦債権者に対する公告　《吸収法人》　※公告期間：法人規則に定める公告期間＋2日
- 例：掲示場掲示　事務所掲示板　（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）
- 例：機関誌掲載　（　　年　　月　　日）

⑧債権者に対する公告　《被吸収法人》　※公告期間：法人規則に定める公告期間＋2日
- 例：掲示場掲示　事務所掲示板　（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）
- 例：機関誌掲載　（　　年　　月　　日）

異議申出期間（⑦・⑧の公告日から2月以上）経過後

⑨合併契約の締結　（　　年　　月　　日）

⑩合併認証申請　（《吸収・被吸収法人》→滋賀県）　（　　年　　月　　日）
- 合併認証書交付　（滋賀県→《吸収法人》）　（　　年　　月　　日）

合併認証書の交付を受けた日（到達日）から2週間以内

⑪合併の登記申請　（《吸収・被吸収法人》→法務局）　（　　年　　月　　日）

登記後遅滞なく

⑫合併届　（《吸収法人》→滋賀県）　（　　年　　月　　日）

⑬解散届　（《被吸収法人》→滋賀県）　（　　年　　月　　日）